

買 受 申 込 書

物件番号 第 1 号

売払物件 鉄くず

申込金額 ¥ _____

ただし、上記金額には積込み・搬出等にかかる諸経費一式を含みます。

別紙契約条件書、誓約事項、仕様書および公募公告に記載してある条件等について、誓約・承諾のうえ、上記売払物件の買受を申し込みます。

令和8年 月 日

分任契約担当官

関東森林管理局

埼玉森林管理事務所長 兵藤 尚 殿

買受人

住 所

氏 名

電話番号

契 約 条 件 書

- 1 この契約条項において、分任契約担当官 埼玉森林管理事務所長を売渡人とし、買受申込書提出者を買受人と呼称する。
- 2 買受人は売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けを申し込むこと。
- 3 買受人は、買受人を決定した日の翌日から7日以内（土日祝日を除く）に、買受申込書に記載の申込金額を現金で埼玉森林管理事務所収入官吏へ納付すること。
- 4 本契約は、買受人が3の申込金額を納付したときに成立するものとし、この申込金額を契約金額とする。
- 5 買受人は契約締結日（申込金額納付の日）から15日以内（土日祝日を除く）に引渡し場所にて売払物件の引き渡しを受け、引渡しの際に「引渡し注意書兼物件受領書」を提出すること。
- 6 買受人は、5の引渡しの日から令和8年12月11日(金)までに引渡し物件をすべて搬出すること。
- 7 買受人は搬出完了後、7日以内（土日祝日を除く）に担当職員による搬出完了の確認を受けること。この確認の結果、搬出されていない引渡し物件が見つかった場合には、買受人はその物件を追加で搬出すること。
- 8 買受人は、引渡し物件の数量に増減があったとしても、著しく契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。
- 9 買受人は、物件引渡し前に、天災その他不可抗力によって物件に損害があった場合でも、異議を申し立てないものとする。
- 10 買受人がやむを得ない事由により5の搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、

売渡人はその事由を審査して、その必要と認める期間の搬出延期を承認することができる。

- 11 10 の搬出延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し 1 日につき契約金額の 1000 分の 1 に相当する金額を納付すること。
- 12 買受人が契約条件を履行しないときは、売渡人はこの契約の一部又は全部を解除できる。
- 13 売渡人が前項により契約を解除したときは、買受人は契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付すること。
- 14 その他細部については、買受人は売渡人の指示に従うこと。

引渡し注意書 兼 物件受領書

- 1 物件の引渡し後の返品は認めない。
- 2 物件引渡し後、物品に隠れた瑕疵があっても、その瑕疵に対する請求をすることはできない。
- 3 引渡し後は搬出期間（引渡しの日から令和8年12月11日まで）に搬出すること。
- 4 搬出完了後、7日以内（土日祝日を除く）に担当職員による搬出完了の確認を受けること。
- 5 4の結果、搬出されていない引渡し物件が見つかった場合には、その物件を追加で搬出すること。

上記「引渡し注意書」に異存なく物品を受領しました。（物件番号第1号）

分任契約担当官

関東森林管理局

埼玉森林管理事務所長 兵藤 尚 殿

令和8年 月 日

住 所

氏 名

引渡職員：